

## 10 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）</p> <p>2 労働者の使い捨てを許さず、ブラック企業の規制を求める意見書（案）</p> <p>3 埼玉農業を壊滅させる環太平洋経済連携協定（TPP）交渉からの即時撤退を求める意見書（案）</p> | <p>4 国民健康保険財政の安定的運営確保と国保税の負担軽減をはかるため、国負担の大幅増額を求める意見書（案）</p> <p>5 市県民税や国保税の人権無視の徴収活動を改め、滞納者の生活・事業再建を支援する決議（案）</p> |
|---|--|

### 特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

安倍内閣と自民・公明両党は、国民世論を真つ向から踏みにじり、暴挙に暴挙を重ね、「特定秘密の保護に関する法律」を強行成立させた。

特定秘密保護法は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民から隠し続けることができる。何が「特定秘密」であるかについても秘密とされ、国民の「知る権利」が奪われる。「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰される。国会の国政調査権、議員の質問権も乱暴に侵される。「第三者機関」なるものを設置したとしても、法律の危険性は何も変わらない。特定秘

密保護法は国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪する違憲立法であり、撤廃すべきものである。

しかも、法案提出からわずか1カ月あまり、審議時間は衆参合わせて70時間に満たないにもかかわらず、突然、委員会質疑が打ち切れ、採決が強行された。この審議採決の経過一つをとっても、法律として認めることはできない。

よって、国においては、特定秘密保護法をすみやかに廃止するよう強く求める。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する。

### 労働者の使い捨てを許さず、ブラック企業の規制を求める意見書（案）

労働者をモノのように使い捨てるブラック企業は、労働基準法などの法制度の弱点をついて違法行為を隠ぺいし、脱法的な手法で過酷な労働を強いている。また、社員への暴行、暴言、侮辱などパワーハラスメント、達成困難なノルマや過大な仕事量の押しつけが横行している。

このような働き方のなかで、多くの若者が心と身体の健康を壊して退職に追い込まれている。埼玉県内でも、「朝6時出勤、夜9時退社。残業代なし」「一人で店をまわし、トイレも行けない」など若者の深刻な実態が広がっている。

人間としての尊厳を踏みにじるような働き方を放置することは許されない。

さらに、ブラック企業を放置すれば、日本全体の労働条件の悪化をもたらし、日本の企業経営とそこで働くすべての人たちの生活に大きな被害をもたらす。違法行為や非人間的な働き方を押し付ける企業が増えていくことになる。日本の経済・社会の健全な発展のためにも、ブラック企業の規制は緊急の課題である。

よって、国においては、労働基準監督官の増員など監督体制の強化とともに、長時間労働の是正、離職者数の公表と就職情報・広告の適正化、パワーハラスメントの防止などブラック企

業を規制する法整備を進めることを強く求める。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する

### 埼玉農業を壊滅させる環太平洋経済連携協定（TPP）交渉からの即時撤退を求める意見書（案）

政府・与党は、聖域とされた米や麦など農産品の「重要5項目」についても関税撤廃を検討するなど、国会決議もみずからの公約も裏切り、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の早期妥結に突き進んでいる。

交渉参加にあたって、安倍首相は2月の日米首脳会談で日本には一定の農産物のセンシティブティー（重要品目）があることをオバマ大統領が認めたと説明した。しかし、この間の交渉で米国のフロマン代表は「重要5項目」を含む全品目の関税撤廃に応じるよう繰り返し要求している。そもそもTPPは農業分野をはじめあらゆる分野で「例外なき関税撤廃」を求めるものであり、実際の交渉過程がそれを証明している。

このままTPPに参加すれば、国内の農林水産業は壊滅的打撃を受け、国民への安定的な食料供給と食の安全が土台から脅かされることは

明らかである。埼玉県の試算でも、県内農産物の生産減少額は433億2千万円となり、米は生産量の3割が輸入米に置き換わる。また、牛乳乳製品や豚肉も生産量で7割が減少するなど、県内農業に甚大な影響が生じる。さらに県内の関連産業にとっても大きな打撃となる恐れがある。

加えて、TPPは、農業や食料だけでなく、医療、金融、公共調達、環境、労働など暮らしと経済のあらゆる分野が交渉対象とされ、秘密交渉のなかで国民の生活や安全を守るルールや制度が大きく崩される危険がある。

よって、国においては、埼玉農業はもちろん日本の農業を破壊し、国民のいのちと暮らしを脅かすTPP交渉からただちに撤退することを強く求める。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する。

### 国民健康保険財政の安定的運営確保と国保税の負担軽減をはかるため、国負担の大幅増額を求める意見書（案）

所得300万円の4人世帯で年間約50万円など、国民健康保険税の負担が限度を超えている。どの市町村でも国保税を支払えない世帯が多数生まれ、全県の短期被保険者証の発行数は4万件を超え、滞納総額は約224億円、国保財政への市町村の繰り入れも総額540億円を超えている。このままでは国保財政が破綻することは誰の目にも明らかである。埼玉県はこ

の問題を、運営主体を市町村から広域化することで解決すべく、広域化支援方針を策定し取り組んできた。しかし財政が苦しい市町村同士を広域化しても、財政の改善は不可能であり、税負担を増大させるだけである。

国保は事業主負担がなく、被保険者の多くが低所得者や退職者という財政基盤の弱い保険である。現在の国保財政破綻の最大の要因は、も

ととも80年代に50%だった国保財政総額に占める負担割合を、国が一貫して減少させ、県や市町村に責任を押しつけてきたことにある。

今、国保財政にとって必要なのは、広域化ではなく、国負担を80年代なみに戻し、国の責任を果たすことである。国は消費税の10%増税を前提に2200億円を国保財政に漸次充当する方針を示している。しかし消費税の増税は、

国保の被保険者は言うまでもなく国民全体に耐え難い負担増をもたらし、日本経済に深刻な影響を及ぼすものであり中止すべきである。国保への2200億円の充当は、消費税増税とは切り離して早急に実施し、さらに国負担の増額を図るべきである。

以上地方自治法99条に規定に基づき、国に対し意見書を提出する。

### 市県民税や国保税の人権無視の徴収活動を改め、 滞納者の生活・事業再建を支援する決議（案）

県民税・市町村民税や国民健康保険税の徴収にあたって、納税者の人権を無視したやり方が横行し、県民の批判の声があがっている。この中には憲法や税法、国税庁の通達をも逸脱したものも少なくない。自宅住居・土地などの差し押さえや売却、自動車など生産手段の差し押さえ、取引先への照会や、特殊な色や目立つ文字などを入れた催告状の送付が広範に行われている。これら徴収活動のために事業を閉鎖せざるを得なくなったり、自殺に追い込まれたりという悲惨な事例が後を断たない。

滞納者の多くは、営業不振やリストラ、病気による生活困窮者である。真に滞納を解決する道は、滞納者の生活実態や個別の事情を十分に把握し、生活困窮者には迅速に徴収猶予措置を適用することと、行政が連携して生活・事業再建を支援することである。

したがって、県においては、以下の措置を早急に実施することを強く求める。

一、徴収猶予申請は速やかに受理し、国税庁通達に基づいて処理すること。納税緩和措置を積極的に周知徹底すること。

一、滞納処分にあたっては、憲法や税法、国税庁通達等を遵守するとともに、納税者との接触機会を確保し、生活の実態や個別の事情を十分に把握すること。差し押さえをカサにきた取り立てはしないこと。機械的な財産調査や搜索、差し押さえを行わないこと。

一、居住生活や生産活動のための土地や建物、生活維持のための必需品、生業用の道具、生活存続や事業継続のための預金及び給与の差し押さえは直ちに中止するとともに、差し押さえ禁止財産の範囲を拡大すること。

一、分割納付の際に法的根拠のない納税誓約書を強要しないこと。

一、特殊な色や目立つ文字などを入れた催告状などの封書の送付は中止すること。

一、県として、以上の内容を徹底するとともに、市町村に対して強力に指導すること。

以上決議する。